

(仮称) 三木市中小企業振興条例(案)の概要

1 条例の目的

日本経済は、長期にわたる景気の低迷が続いています。市内産業の99%以上を占めている中小企業は本市の地域経済と雇用の主要な担い手として大きな役割を果たしており、中小企業の振興は、本市経済の発展のために重要な課題となっています。

このようなことから、中小企業者自らの創意工夫及び自主的な努力のもと、国等との連携を図りながら、中小企業振興施策を戦略的に推進することにより、地域経済の循環を促進し、もって活力ある地域経済の再生を一刻も早く成し遂げることを目的として条例を制定します。

2 主な内容

- (1) 市は、中小企業振興施策として、平成29年度における市内総生産(その年度において兵庫県が公表する最新の数値をいう。)を平成24年度の市内総生産と比較して5パーセント増加させることを目標とします。
- (2) 目標を達成するために、中小企業の経営革新及び経営基盤の強化並びに創業を促進するための施策など7項目の施策を定めて、総合的に推進します。

3 この条例の有効期間(予定)

平成25年4月1日から平成30年3月31日まで